

パブリック・コメント用

第3期三島市障害福祉計画

(素案)

(平成24年度～26年度)

平成23年12月

三島市

今後の国の方針により、内容の変更が生じる場合があります。

目 次

1	計画の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	計画期間	3
4	計画の位置づけ	4
	(1) 三島市障害者計画との関係	4
	(2) 第3期三島市障害福祉計画と他の計画との関係	5
5	計画の基本理念	6
6	障害福祉サービスの体系	7
7	平成26年度の目標値の設定	8
	(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行	8
	(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行	10
8	障害福祉サービス等の見込量	11
	(1) 訪問系サービス	11
	(2) 日中活動系サービス	13
	(3) 居住系サービス	16
	(4) 相談支援	18
	(5) 障害福祉サービス等の見込量確保のための方策	20
9	地域生活支援事業	21
	(1) 相談支援事業	21
	(2) コミュニケーション支援事業	22
	(3) 日常生活用具給付等事業	23
	(4) 移動支援事業	25
	(5) 地域活動支援センター事業	26
	(6) その他の事業	27
	(7) 地域生活支援事業の見込量確保のための方策	29
10	計画の達成状況の点検及び評価	30

1

計画の趣旨

本市は、平成 18 年度に平成 23 年度までを計画期間とする「第 2 期三島市障害者計画」を策定し、平成 18 年度から施行された障害者自立支援法への対応を図るとともに、「誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会」の実現をめざして、さまざまな施策を推進してきました。この間、平成 19 年度には、障害者自立支援法に基づく「第 2 期三島市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスなどの一層の充実に取り組んできましたが、近年、社会情勢のめまぐるしい変化や保健・医療技術の進歩などを背景に、障がい者施策を取り巻く状況は大きな変化をみせています。

国は平成 17 年 4 月に「発達障害者支援法」を施行し、発達障がい者への総合的な支援の流れを明確化し、平成 18 年 4 月「障害者の雇用の促進等に関する法律」（平成 21 年 4 月一部改正）を改正し、障がいのある人の就労・雇用対策の強化を図っています。

一方、「障害者自立支援法」により障がいのある人への一部自己負担が大きくなり、反発も出たことから、平成 21 年 9 月、連立政権合意における「障害者自立支援法」の廃止の方針が示され、代わりに新たな法律として、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定が予定されています。平成 22 年 12 月には、「障害者自立支援法」が改正され、応能負担への変更や発達障がいも障害者自立支援法の対象となることが明確化されるなどの改正が行われています。

また、平成 18 年 12 月に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に必要な国内法を整備するため、平成 22 年 1 月に「障がい者制度改革推進会議」が設置され、平成 23 年 6 月に「障害者虐待防止法」、同年 7 月に「障害者基本法の一部を改正する法律案」が成立し、現在、「障害者総合福祉法」（仮称）の制定、障がいのある人を差別することを禁止する法律の制定に向けた検討が進められています。

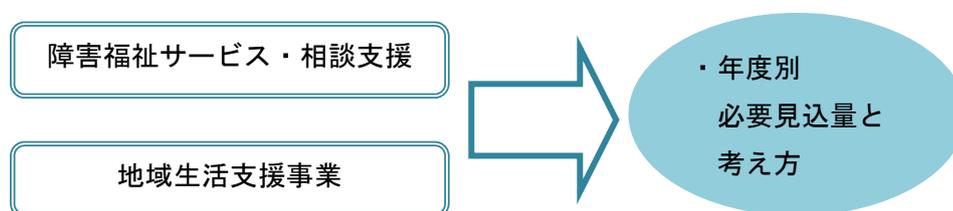
このような状況に対応するため、本市における障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「第 3 期三島市障害者計画」を策定し、あわせて「第 3 期三島市障害福祉計画」を策定し、障がい者福祉の一層の向上を図ります。

2 計画の性格

この計画は、『障害者自立支援法』に基づき、国の基本指針に沿って、各種障害福祉サービス・相談支援や地域生活支援事業の必要な量の見込みとその見込量確保などのための方策に関する計画を定めるものです。

【主に定める事項】

- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保等の方策
- 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関すること



3 計画期間

「第3期三島市障害福祉計画」は、『障害者自立支援法』に基づき、平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）までの3年間を計画期間とし、平成26年度（2014年度）に必要な見直しを行い、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3年間を第4期とします。

「第3期三島市障害者計画」は、『障害者基本法』に基づき、三島市の障がい者施策について、長期的・総合的な視点に基づき推進するものであり、平成24年度（2012年度）から平成28年度（2016年度）までの5年間を計画期間とします。

【計画の期間】

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第3期三島市障害者計画					
第3期三島市障害福祉計画			第4期三島市障害福祉計画		
		見直し			

4 計画の位置づけ

(1) 三島市障害者計画との関係

これまでの障がい者福祉施策は、『障害者基本法』に基づき展開されてきており、「第3期三島市障害者計画」は、この『障害者基本法』に基づき策定されています。

そして、平成18年に施行された『障害者自立支援法』(第88条)において、国の基本方針に即した障害福祉サービス、相談支援や地域生活支援事業の必要な見込量の確保などに関する内容を盛り込んだ、市町村障害福祉計画の策定が別に義務づけられています。この「第3期三島市障害福祉計画」は、『障害者自立支援法』に基づいた計画です。

このように、障がい者福祉を目的とした計画は2種類存在することになりますが、「障害福祉計画」は「障害者計画」の中の生活支援に向けた障害福祉サービスに関する実施計画として位置づけられるものです。

【 「障害福祉計画」と「障害者計画」の関係 】

障害者計画

- 『障害者基本法』(第11条第3項)に基づく、障がいのある人のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：中長期(概ね5~10年程度)
- 住民にもっとも身近な行政主体である市町村が、基本的な施策やその施策の方向を具体的に示した計画

障害福祉計画

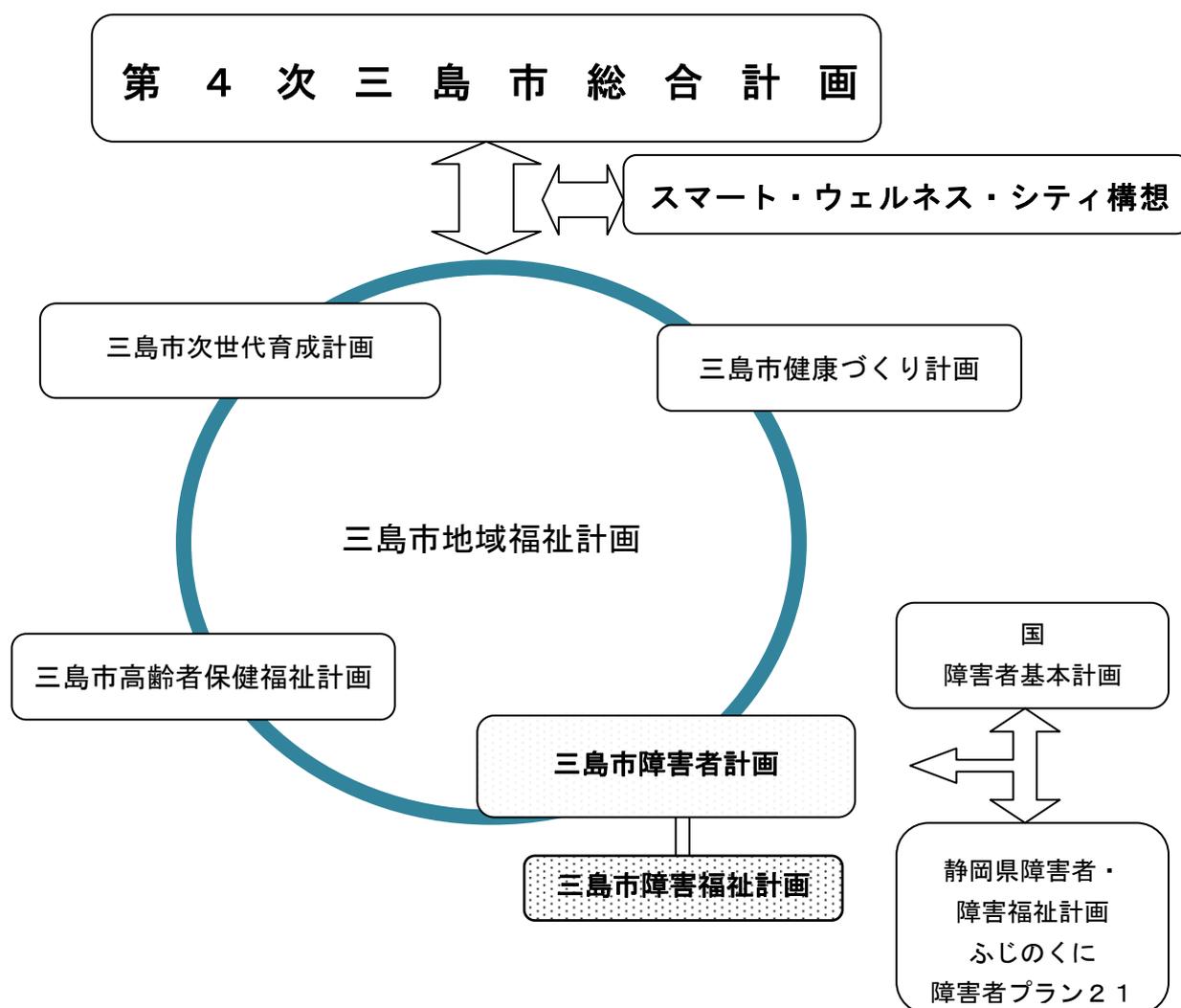
- 『障害者自立支援法』(第88条)に基づく、障害福祉サービス等の見込量の確保等に関する実施計画
- 計画期間：3年を1期とする
※第3期計画は、平成23年度(2011年度)中に、平成26年度(2014年度)までを計画期間として策定
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

(2) 第3期三島市障害福祉計画と他の計画との関係

「第3期三島市障害福祉計画」は、「第3期三島市障害者計画」の理念のもと、障害福祉サービスなどの必要な量の見込みやその見込量の確保などをするための実施計画です。

「第3期三島市障害者計画」は、「第4次三島市総合計画」の分野別計画であり、第1節「健康・福祉を育むまちづくり」第7項「障がいのある人を支える環境の充実」の具体的事業を展開することを目的に策定するものです。なお平成22年度（2010年度）に策定された「三島市地域福祉計画」との整合を図り、障がい者施策の分野について展開しています。

【 「三島市障害福祉計画」と他の計画との関係 】



5 計画の基本理念

計画の策定に当たり、障がいのある人などの自立と社会参加を基本とする『障害者基本法』の理念を踏まえつつ、「第3期障害者計画・第3期障害福祉計画」の基本理念は前期を踏襲し“みんなでつくり みんなであゆむ 福祉のまち みしま”とします。

《 計画の基本理念 》

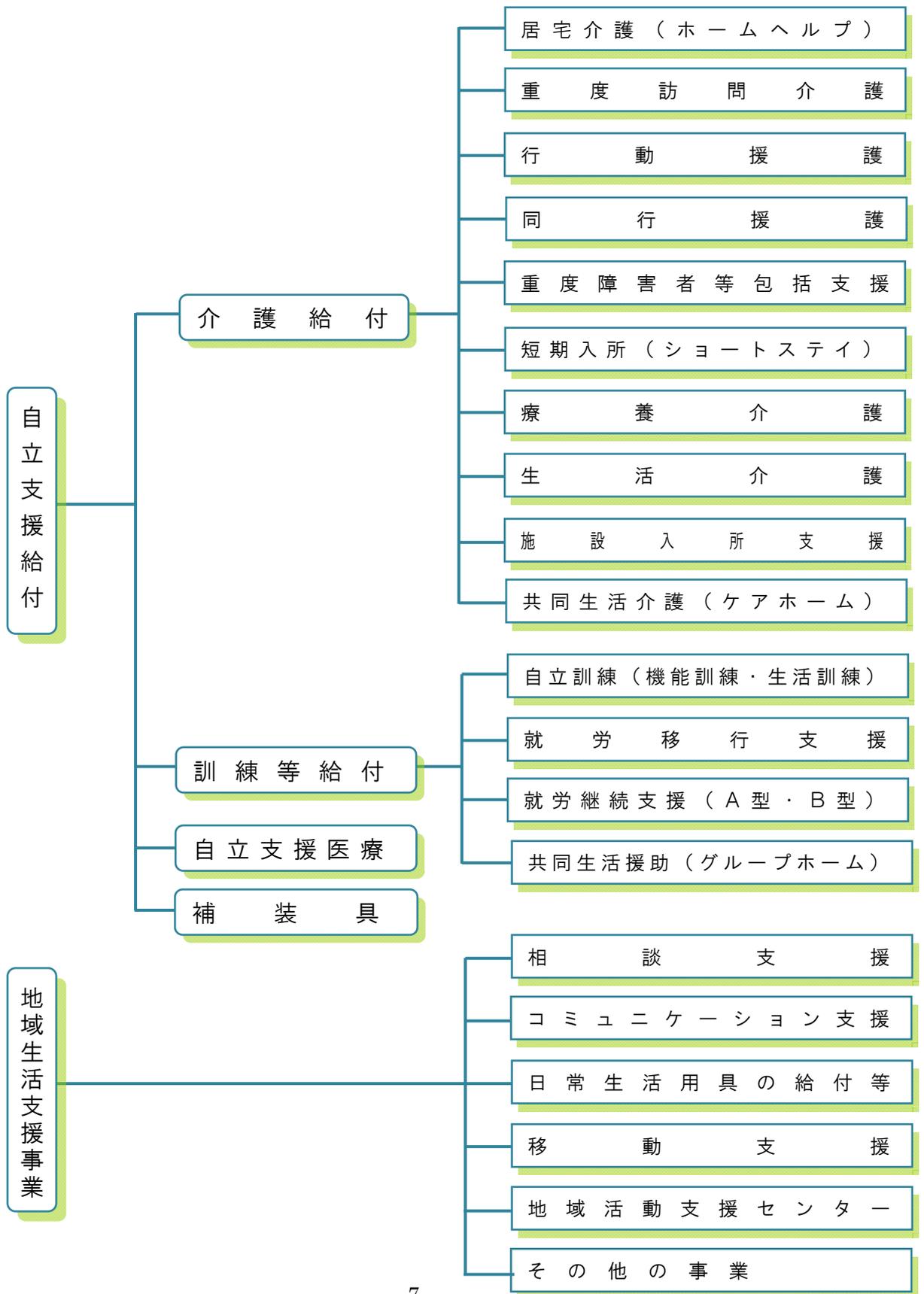
「みんなでつくり みんなであゆむ 福祉のまち みしま」

基本方針

- (1) 障がいのある人の自己決定と自己選択を尊重する。
- (2) 希望する障がいのある人に、必要なサービスを保障できるように努める。
- (3) 居宅サービスなどの充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進する。
- (4) 福祉施設などから一般就労への移行などを推進する。

6

障害福祉サービスの体系



7

平成 26 年度の目標値の設定

「施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設利用者の一般就労への移行」について、国の基本指針とともに、静岡県の基本的な考え方を踏まえ、平成 26 年度（2014 年度）における目標値を次のように設定します。

（1）施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

平成 26 年度（2014 年度）末における地域生活に移行する人の数値目標を設定します。数値目標の設定に当たっては、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定します。

平成 26 年度（2014 年度）末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、1 割以上削減することを基本とし、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定します。

（児童福祉法の改正により、18 歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用することとした施設を除く。）

【静岡県的基本的な考え方】

施設入所者数の削減見込みについては、第 1 期計画策定の際に県の事情（施設数が少なく待機者が多い）を踏まえて、数値目標を設定しました（6%削減）。県全体の実績をみると、平成 22 年度（2010 年度）末時点において目標値を超えています。

第 3 期計画における国の基本指針では、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数から 1 割以上削減することとなっています。県全体で見た場合、既に目標値を超えており、引き続きこれまでの実績や地域の実情を踏まえて設定します。

【本市の考え方】

現入所者数（A）とは、平成 17 年 10 月 1 日時点の全施設入所者の合計数です。施設入所を希望している人が 30 人いることや、施設入所者の状況、今後の処遇を調査し、平成 26 年度（2014 年度）末時点の施設入所者数を割り出しました。

また、入所施設が平成 23 年度（2011 年度）末までに新体系の施設へ移行することを考慮し、下記のように目標値を設定します。

【目標値】

項目	数値	考え方
現入所者数（A）	107人	平成17年10月1日時点の全施設入所者の合計数
平成26年度入所者数（B）	99人	平成26年度末時点の全施設入所者の合計数を見込む
【目標値】 削減見込（A－B）	8人	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数（C）	17人	平成26年度末までに入所施設からグループホーム・ケアホームなどへ移行する人数

(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行

【国の基本指針】

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業などを通じて、平成 26 年度（2014 年度）中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

目標の設定に当たっては、平成 17 年度（2005 年度）の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることを基本として、これまでの実績や地域の実情を踏まえて設定します。

【静岡県の基本的な考え方】

国の基本指針を基本とし、引き続きこれまでの実績や地域の実情を踏まえて目標値を設定します。

【本市の考え方】

本市において、平成 17 年度（2005 年度）と比べ、就労移行支援事業などの就労支援事業所の数は増加しています。

そのため、国の基本指針に基づき、平成 26 年度の目標値を平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍の人数に設定します。

【目標値】

項 目	数 値	考 え 方
平成 17 年度の年間一般就労移行者数	3 人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】 平成 26 年度の年間一般就労移行者数	12 人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する人数

8

障害福祉サービス等の見込量

障害福祉サービスなどについて、国の基本指針を踏まえ、平成 24 年度（2012 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までのサービス見込量を次のように設定します。

（１）訪問系サービス

【サービスの概要】

【居宅介護】

- ・ 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供します。

【重度訪問介護】

- ・ 重度の肢体不自由で常時介護を必要とする障がいのある人が対象となります。
- ・ 自宅での入浴、排せつ、食事の介護などから外出時の移動中の介護を総合的に行うサービスを提供します。

【同行援護】

- ・ 視覚障がいのある人が対象となります。
- ・ 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人の外出時に同行し、移動を援護するとともに、必要な情報提供を行います。

【行動援護】

- ・ 常に介護を必要とする重度の障がいのある人が対象となります。
- ・ 行動上著しい困難がある人に対して、外出時及び外出の前後に必要な支援などを行うサービスを提供します。

【重度障害者等包括支援】

- ・ 常時介護を必要とする障がいのある人で介護の必要の程度が著しく高い場合に対象となります。
- ・ 居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

【国の基本指針】

現に利用している人数、障がいのある人などのニーズ、退院可能な精神障がいのある人のうち、居宅介護などの利用が見込まれる人数、平均的な一人当たり利用量などを勘案して、利用者数や量の見込みを定めます。

(同行援護については、これらの事項に加え、平成 23 年 10 月 1 日以前の地域生活支援事業（移動支援事業）の利用者のうち、重度の視覚障がいのある人の数を勘案して利用者数や量の見込みを定めます。)

【本市の考え方】

現在の訪問系サービスの利用実績を基礎として、平成 21 年度（2009 年度）からの利用者数やサービス利用量の伸び、新規利用者などを勘案して、訪問系サービスの見込量を設定します。

【実績】

		21 年度	22 年度	23 年度見込み
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数 (人)	63	66	91
	サービス利用量 (時間)	2,800	2,905	3,276

【見込量】

		24 年度	25 年度	26 年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用者数 (人)	100	109	118
	サービス利用量 (時間)	3,600	3,924	4,248

(2) 日中活動系サービス

【サービスの概要】

【生活介護】

- ・ 常時介護が必要な障がいのある人で、障害程度区分3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、または年齢が50歳以上で、障害程度区分2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合対象となります。
- ・ 障害者支援施設において、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供などのサービスを提供します。

【自立訓練（機能訓練）】

- ・ 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人が対象となります。
- ・ 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問などを組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などのサービスを提供します。

【自立訓練（生活訓練）】

- ・ 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な知的障がいのある人、精神障がいのある人が対象となります。
- ・ 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問などを組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などのサービスを提供します。

【就労移行支援】

- ・ 一般就労などを希望し、企業などへの雇用または在宅就労などが見込まれる障がいのある人が対象となります。
- ・ 定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援など、就労・定着のために必要な訓練、指導などのサービスを提供します。

【就労継続支援（A型）】

- ・ 一般の事業者には雇用されることが困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人が対象となります。
- ・ 一般就労に向け必要な知識や能力の向上のために必要な指導や訓練などのサービスを提供します。

【就労継続支援（B型）】

- ・ 企業などや就労継続支援（A型）での就労経験があつて、年齢や体力の面で雇用

されることが困難となった障がいのある人や、就労移行支援事業を利用したが企業などや就労継続支援事業（A型）の雇用に結びつかなかった障がいのある人が対象となります。

- ・雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援などのサービスを提供します。

【療養介護】

- ・病院などへの長期の入院による医療に加え、常時介護が必要な障がいのある人で、障害程度区分5以上の重症心身障がいのある人の場合対象となります。
- ・病院などへの入院による医学的管理の下、食事・入浴などの介護の提供、日常生活上の相談支援、社会参加活動支援などを通して、身体能力や日常生活能力の維持・向上のために必要な介護、訓練などを実施します。

【短期入所】

- ・居宅で介護している介護者の疾病やその他の理由で、障害者支援施設などへの短期間の入所を必要とする障がいのある人などが対象となります。
- ・入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援を提供します。

【国の基本指針】

次の①と②を勘案して、利用者数や量の見込みを定めます。

- ① 現に利用している人数、障がいのある人などのニーズ、特別支援学校卒業生数の今後の見直しなどを勘案して見込んだ数から、一般就労に移行する人の見込数、地域活動支援センターの利用者見込数を控除した数
- ② 退院可能な精神障がいのある人のうち、日中活動系サービスの利用が見込まれる人数

【本市の考え方】

現在の日中活動系サービスの利用者数を基礎として、平成21年度（2009年度）からの利用者数の伸び、新規利用者などを勘案して、日中活動系サービスの見込量を設定します。

また、児童福祉法の改正により、平成24年度から児童施設に入所している18歳以上の障がいのある人は、障害者自立支援法に基づくサービスを利用するため、利用者数を勘案し見込量を設定します。

【実績】

		21 年度	22 年度	23 年度見込み
生活介護	(人)	144	150	158
自立訓練（機能訓練）	(人)	1	1	0
自立訓練（生活訓練）	(人)	0	2	5
就労移行支援	(人)	31	37	11
就労継続支援（A型）	(人)	9	14	16
就労継続支援（B型）	(人)	73	95	131
療養介護	(人)	0	0	0
短期入所	(人)	22	28	31
日中活動系サービス全体の実績	(人)	280	327	352

【見込量】

		24 年度	25 年度	26 年度
生活介護	(人)	189	196	226
自立訓練（機能訓練）	(人)	1	1	1
自立訓練（生活訓練）	(人)	5	5	5
就労移行支援	(人)	11	11	11
就労継続支援（A型）	(人)	17	18	19
就労継続支援（B型）	(人)	142	148	154
療養介護	(人)	7	7	7
短期入所	(人)	35	39	42
日中活動系サービス全体の見込み	(人)	407	425	465

(3) 居住系サービス

【サービスの概要】

【共同生活援助（グループホーム）】

- ・就労、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がいのある人、精神障がいのある人で、地域において自立した日常生活を営む上で相談などの日常生活上の援助が必要な場合に対象となります。
- ・家事などの日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。

【共同生活介護（ケアホーム）】

- ・生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がいのある人、精神障がいのある人で、地域において自立した日常生活を営む上で食事や入浴などの介護や日常生活上の支援を必要とし、障害程度区分2以上の場合に対象となります。
- ・家事などの日常生活上の支援、食事、入浴、排せつなどの介護、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整など必要なサービスを提供します。

【施設入所支援】

- ・生活介護または自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて夜間などにおける入浴、排せつまたは食事の介護など、障害者支援施設において必要な介護、支援などを実施します。

【国の基本指針】

【共同生活援助・共同生活介護】

福祉施設からグループホームまたはケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している人数、障がいのある人のニーズ、退院可能精神障がい者のうち共同生活援助または共同生活介護の利用が見込まれる人数などを勘案して見込んだ数から、利用者数や量の見込みを定めます。

【施設入所支援】

平成17年10月1日時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホームなどでの対応が困難な人の利用といった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者数や量の見込みを定めます。

【本市の考え方】

現在の居住系サービスの利用者数を基礎として、平成21年度（2009年度）からの利用者数の伸び、新規利用者、事業所の新設などを勘案して、居住系サービスの見込量を設定します。

【実績】

		21 年度	22 年度	23 年度見込み
共同生活援助	(人)	9	12	13
共同生活介護	(人)	12	14	14
施設入所支援	(人)	84	86	95

【見込量】

		24 年度	25 年度	26 年度
共同生活援助	(人)	14	15	16
共同生活介護	(人)	15	29	30
施設入所支援	(人)	98	98	99

(4) 相談支援

【サービスの概要】

【計画相談支援】

- ・施設入所や入院から地域生活への移行を希望する障がいのある人や、居宅・通所サービスを受けようとする障がいのある人、または児童が対象となります。
- ・サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリングなどを行います。

【地域移行支援】

- ・施設入所や入院から地域生活へ移行する障がいのある人が対象となります。
- ・住居の確保や新生活の準備などについて必要な支援を行います。

【地域定着支援】

- ・居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人や家庭の状況などにより同居している家族による支援を受けられない障がいのある人が対象となります。
- ・夜間などを含む緊急時における連絡、相談などの必要な支援体制の確保について支援を行います。

【国の基本指針】

【計画相談支援】

障害福祉サービスや地域相談支援の利用者数などを勘案し、原則として3年間で計画的に全ての障害福祉サービスや地域相談支援の利用者を計画相談支援の対象として、利用者数と量の見込みを定めます。

【地域移行支援】

施設入所者や退院可能な精神障がいのある人の人数や地域生活への移行者数などを勘案して、利用者数と量の見込みを定めます。

設定に当たっては、入所または入院前の居住地を有する市町村が、対象者数と量を見込むこととします。

【地域定着支援】

同居している家族による支援を受けられない障がいのある人の数、地域生活への移行者数などを勘案して、利用者数と量の見込みを定めます。

【本市の考え方】

「計画相談支援」については、原則として平成 26 年度末までに全ての障害福祉サービスと地域相談支援の利用者を対象とします。そのため、新規利用者、現行のサービス利用計画作成費の支給対象者や施設入所者を優先して拡大します。

「地域移行支援」や「地域定着支援」については、対象となる利用者数を勘案して見込みます。

【見込量】

		24 年度	25 年度	26 年度
計画相談支援	(人)	20	60	105
地域移行支援	(人)	2	2	2
地域定着支援	(人)	6	10	10

(5) 障害福祉サービス等の見込量確保のための方策

- ① 訪問系サービスについては、利用者数やサービス利用量の増加が見込まれることから、サービス提供事業者と連携しながら、必要量の確保に努めます。
- ② 日中活動系サービスについては、就労系サービスの利用者数が多くなっていることから、今後の就労支援事業所などの利用見込みを踏まえながら、民間事業所などの新規設立を促進します。
- ③ 居住系サービスについては、住み慣れた地域で安心して生活を送れるようにするため、グループホーム・ケアホームなどの生活基盤の確保、民間事業所などの新規設立を促進していきます。
- ④ 相談支援については、サービス等利用計画の作成体制を確保するとともに、障がいのある人の地域生活を支援していきます。

9

地域生活支援事業

市町村が主体となって進める地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態によるサービスを提供し、障がいのある人の地域生活を支援することを目的としています。それぞれのサービスについて、平成24年度（2012年度）から平成26年度（2014年度）までの見込量を次のように設定します。

（1）相談支援事業

【事業の概要】

- ・障がいのある人の福祉に関するさまざまな問題について、障がいのある人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整、その他障がいのある人などの権利擁護のために必要な支援を行います。
- ・特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。

【本市の考え方】

障がいのある人が、身近な地域で相談を受けられるようにするため、市内にある相談支援事業所を中心に、身体・知的・精神障がいのある人への相談業務を委託していきます。

【実績】

		21年度	22年度	23年度見込み
相談支援事業	(箇所)	9	9	6

【見込量】

		24年度	25年度	26年度
相談支援事業	(箇所)	6	4	4

(2) コミュニケーション支援事業

【事業の概要】

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人などに、手話通訳などの方法により、障がいのある人などとその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

【本市の考え方】

現在のコミュニケーション支援事業の利用者数・登録者数・派遣回数を基礎として、平成 21 年度（2009 年度）からの実績や伸び、新規利用者などを勘案して、見込量を設定します。

【実績】

			21 年度	22 年度	23 年度見込み
利用者数	(人)		26	29	29
手話通訳	登録者数	(人)	12	11	11
	派遣回数	(回)	104	94	94
要約筆記	登録者数	(人)	25	26	26
	派遣回数	(回)	60	54	54

【見込量】

			24 年度	25 年度	26 年度
利用者数	(人)		29	29	29
手話通訳	登録者数	(人)	12	12	13
	派遣回数	(回)	94	94	94
要約筆記	登録者数	(人)	27	27	28
	派遣回数	(回)	54	54	54

(3) 日常生活用具給付等事業

【事業の概要】

重度の障がいのある人に対して、介護・訓練支援用具などの日常生活用具の給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

【本市の考え方】

現在の日常生活用具給付等事業の給付者数・給付件数を基礎として、平成 21 年度(2009 年度)からの実績や伸びなどを勘案して、見込量を設定します。

【実績】

		21 年度	22 年度	23 年度見込み
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	(人)	5	4	5
	(件)	5	4	5
自立生活支援用具	(人)	11	8	8
	(件)	11	8	8
在宅療養等支援用具	(人)	12	15	18
	(件)	12	15	18
情報・意思疎通支援用具	(人)	17	30	36
	(件)	22	43	46
排泄管理支援用具	(人)	123	137	145
	(件)	1,260	1,421	1,500
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	(人)	0	2	2
	(件)	0	2	2

【見込量】

		24 年度	25 年度	26 年度
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	(人)	5	5	5
	(件)	5	5	5
自立生活支援用具	(人)	8	8	8
	(件)	8	8	8
在宅療養等支援用具	(人)	18	18	18
	(件)	18	18	18
情報・意思疎通支援用具	(人)	40	43	45
	(件)	50	53	55
排泄管理支援用具	(人)	150	150	150
	(件)	1,550	1,550	1,550
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	(人)	2	2	2
	(件)	2	2	2

(4) 移動支援事業

【事業の概要】

移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立と社会参加を促進します。

【本市の考え方】

現在の移動支援事業の利用者数・延べ利用時間数を基礎として、平成 21 年度 (2009 年度) からの実績や伸びなどを勘案して、見込量を設定します。

【実績】

			21 年度	22 年度	23 年度見込み
移動支援事業	事業者数	(箇所)	8	8	11
	利用者数	(人)	108	150	160
	延べ利用時間数	(時間)	9,983	11,748	12,000

【見込量】

			24 年度	25 年度	26 年度
移動支援事業	事業者数	(箇所)	12	13	13
	利用者数	(人)	170	180	185
	延べ利用時間数	(時間)	12,500	13,000	13,300

(5) 地域活動支援センター事業

【事業の概要】

障がいのある人などが通い、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供を行い、障がいのある人などの地域生活支援の促進を図ります。

【本市の考え方】

現在の地域活動支援センターの設置箇所数と、今後必要となる箇所数を勘案し、見込量を設定します。

【実績】

		21年度	22年度	23年度見込み
地域活動支援センター	(箇所)	5	5	5

【見込量】

		24年度	25年度	26年度
地域活動支援センター	(箇所)	5	5	6

(6) その他の事業

【事業の概要】

[訪問入浴サービス事業]

障がいのある人の地域での生活を支援するため、居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

[社会参加促進事業]

① スポーツ・レクリエーション教室開催事業

障がいのある人のスポーツの振興を図るとともに、障がいのある人に関する社会の理解と認識を深め、その自立と社会参加を促進します。

② 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な視覚障がいのある人のために、広報みしまの点字版などを発行します。

③ 奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを円滑にするため、手話や要約筆記の講習会を開催し、手話通訳者や要約筆記奉仕員の養成を行います。

④ 自動車運転免許取得・改造費助成

重度の身体障がいのある人に対して、自動車運転免許取得費や自動車改造費の助成を行うことにより、就労支援や地域への社会参加を促進します。

[日中一時支援事業]

障がいのある人などの日中における活動の場を確保し、障がいのある人などの家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

【本市の考え方】

現在のその他の事業の利用者数などを基礎として、平成 21 年度（2009 年度）からの実績や伸びなどを勘案して、見込量を設定します。

【実績】

		21年度	22年度	23年度見込み
その他の事業				
訪問入浴サービス事業	(箇所)	1	1	1
	(人)	6	6	6
社会参加促進事業				
スポーツ・レクリエーション教室開催事業	(回)	1	1	1
	(人)	500	400	400
点字・声の広報等発行事業	(回)	12	12	12
	(人)	8	8	8
奉仕員養成研修事業	(人)	58	57	60
自動車運転免許取得・改造費助成	(人)	3	3	3
日中一時支援事業	(人)	52	56	60

【見込量】

		24年度	25年度	26年度
その他の事業				
訪問入浴サービス事業	(箇所)	1	1	1
	(人)	7	7	7
社会参加促進事業				
スポーツ・レクリエーション教室開催事業	(回)	1	1	1
	(人)	400	400	400
点字・声の広報等発行事業	(回)	12	12	12
	(人)	8	9	9
奉仕員養成研修事業	(人)	60	60	60
自動車運転免許取得・改造費助成	(人)	3	3	3
日中一時支援事業	(人)	65	70	75

(7) 地域生活支援事業の見込量確保のための方策

- ① 障がいのある人の地域生活を支援するため、身近な地域で相談を受けられる体制の整備を図ります。
- ② 地域自立支援協議会において、サービス見込量の確保に向けた検討を行い、サービス提供体制の確保に努めていきます。
- ③ 障がいのある人の権利擁護や、虐待防止に向けた体制づくりについて、検討していきます。

10 計画の達成状況の点検と評価

各年度において、サービス見込量などについて達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

